

# 大田原市農地付き空き家バンクフローチャート

## 1 農地付き空き家バンクへの登録までの流れ(売りたい方・貸したい方)

### (1)登録の相談

農地付き空き家についての事前相談      ➡建築住宅課、(農業員会事務局)

### (2)空き家バンク登録手続き      【建築住宅課】

- ①大田原市空家等情報バンク登録申請書の提出
- ②空き家の現地調査
- ③不動産業者との専任媒介契約の締結      <空き家バンクへの登録完了>
- ④大田原市空家等情報バンク登録完了書の受取

### (3)農地の指定手続き      【農業委員会事務局】

- ①空き家に付属した農地指定申請書(別紙様式第1号)の提出      → 農業委員会
- ②農地指定申出に基づく調査(現地調査含む)
- ③農業委員会総会案件
- ④空き家に付属した農地の指定(もしくは未指定)の決定      <農地の賃貸借可>

### (4)農地付き空き家バンクへの登録      【建築住宅課】

空き家バンク物件をホームページへ公開

## 2 農地付き空き家バンク物件の取得までの流れ(買いたい方・借りたい方)

### (1)購入等の意思表示・契約      【建築住宅課】

- ①空き家バンク利用者登録申請書の提出
  - ②不動産会社を通し空き家の売買等契約の締結
- ※購入・賃借するためには、「農地を5年以上耕作する」などの要件があります。

### (2)農地取得のための審査      【農業委員会事務局】

売買等契約を締結しましたら、農業委員会へ「農地法第3条の申請書」をご提出ください。

### (3)農地の購入・賃借

農業委員会から「農地法第3条」の許可がおりましたら、農地を購入・賃借することができるようになりますので、空き家に付属した農地の売買等契約を進めてください。